

2021年1月8日
日本生命保険相互会社

新型コロナウイルス感染症に関する各種取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

日本生命保険相互会社（社長：清水博、以下「当社」）は、2021年1月7日に一部地域を対象に緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、以下の対応を実施いたします。

【保険料の払い込みに関する期間の延長】

緊急事態宣言が発令された地域*のご契約を対象に、お客様からのお申し出に応じて、保険料の払い込みに関する期間を最長6カ月間延長いたします。

※東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県（2021年1月8日時点）。今後、緊急事態宣言の対象となる地域が拡大した場合は、その地域についても特別取り扱いの対象といたします。

なお、全国の新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客様のご契約に対する特別取り扱いについては、これまでどおり継続してまいります。詳細は当社ホームページをご確認ください。

当社ホームページ：新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

<https://www.nissay.co.jp/coronavirusoshirase/>

<お問い合わせ先>

ニッセイコールセンター

電話番号：0120-201-021（通話料無料）

受付時間：月～金曜日／9:00～18:00（祝日、12/31～1/3を除く）

土曜日　／9:00～17:00

以　上